

木曽地域の医療提供体制

木曽保健福祉事務所

1 医療施設

(1) 病院

町村名	施設名	病床数(括弧内は稼働病床数)					
		一般	感染	精神	結核	療養	計
木曽町	県立木曽病院	207 (134)	4 (4)			48 (48)	259 (186)

(平成29年4月1日現在)

(2) 一般診療所(保健所を除く。)

町村名	施設数	診療科							病床数	特養等併設診療所	当番医
		内科	小児科	消化器内科・胃腸科	外科	整形外科	リハビリ	その他			
木 祖 村	1	1	1			1				1	1
木 曽 町	5	4	1	3	1	1		呼吸器内科		3	4
王 滝 村	1	1			1						1
上 松 町	2	2	2					眼科		2	2
大 桑 村	2	2	1				1				2
南木曽町	1	1	1				1	糖尿病・代謝内科、アレルギー科		1	
計	12	11	6	3	2	2	2		0	7	10

(平成29年4月1日現在)

(3) 歯科診療所

町村名	施設数	診療科			病床数	当番医
		歯科	小児科	歯科口腔外科		
木 祖 村	1	1				1
木 曽 町	8	8	2	2		6
王 滝 村	1	1				
上 松 町	1	1				1
大 桑 村	1	1				1
南木曽町	1	1				1
計	13	13	2	2	0	10

(平成29年4月1日現在)

<参考> 学校数

町村名	学校数
木祖村	2
木曽町	11
王滝村	2
上松町	2
大桑村	2
南木曽町	3
計	22

(注)学校教育法上の学校数。(平成29年4月1日現在)

(4) 訪問看護ステーション

町村名	施設名	設置主体	指定年月日
木曽町	(公社)長野県看護協会 木曽訪問看護ステーション	(公社)長野県看護協会	平成10年4月10日
南木曽町	訪問看護ステーションピープル	(医)篠崎医院	平成27年5月16日 (現在休止中)

2 医療従事者

(1) 医療従事者数

(単位:人)

町村名		医師	歯科 医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看 護師	歯科 衛生士	歯科 技工士
実数	木 祖 村	1	2	4	4	0	9	1	1	0
	木 曾 町	27	8	19	18	15	200	28	7	3
	王 滝 村	1	0	0	2	0	0	1	0	0
	上 松 町	2	1	2	5	0	15	5	0	0
	大 桑 村	2	1	3	6	0	8	5	0	0
	南木曾町	1	2	2	6	1	15	12	2	2
	計	34	14	30	41	16	247	52	10	5
人口10 万人対	管 内	117.2	48.2	103.4	141.3	55.1	851.1	179.2	34.5	17.2
	長 野 県	216.8	73.4	165.2	69.5	37.8	969.1	253.2	111.5	31.6
	全 国	233.6	79.4	170	38.1	26.7	855.2	267.7	91.5	27.1

(平成26年12月31日現在)

(2) 医療従事者数の推移(木曾郡計)

(単位:人)

年	医師	歯科 医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看 護師	歯科 衛生士	歯科 技工士
H18	44	17	33	35	11	199	56	13	9
H20	37	14	30	37	12	223	52	12	8
H22	34	14	32	41	11	214	54	12	6
H24	36	14	32	41	11	219	49	6	6
H26	34	14	30	41	16	247	52	10	5

(各年12月31日現在)

(注)医師、歯科医師、薬剤師については、厚生労働省調べ。

医師、歯科医師については医療施設の従事者数。薬剤師については、薬局・医療施設の従事者数。

その他の職種については、県健康福祉部調べ。就業者数。

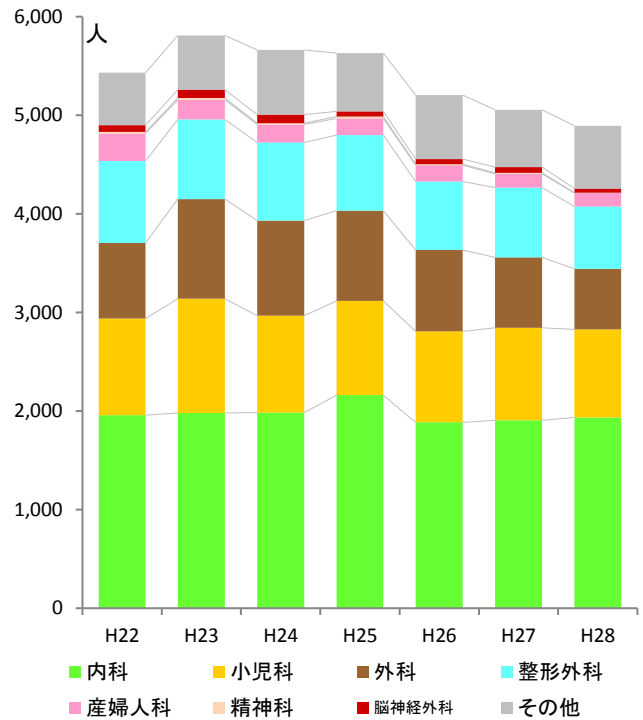
3 救急医療

区分	目的	時間帯		実施主体	制度	表
初期救急医療	休日・夜間における比較的軽症な急病患者的の医療(初期医療)の確保	平日	夜間	県立木曽病院	救急告示医療機関	(1)
		日祝日・年末年始	日中	木曽医師会	在宅当番医制	(3)
				木曽郡歯科医師会		
土日祝日・年末年始	日中夜間	木曽広域連合	一次救急医療事業(信州大学医師派遣)	(1)の内数		
第2次救急医療	休日・夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療の確保	平日	夜間	県立木曽病院	病院群輪番制	(1)
		土日祝日・年末年始	日中夜間			

(1) 木曽病院における時間外救急患者数(科別)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
内科	1,957	1,980	1,985	2,161	1,885	1,905	1,936
小児科	983	1,159	983	955	923	939	892
外科	765	1,012	964	916	825	715	614
整形外科	831	807	793	767	696	709	633
産婦人科	280	199	182	168	164	137	137
精神科	15	18	13	20	9	10	3
脳神経外科	70	84	87	51	55	58	43
その他	530	550	656	593	649	582	635
計	5,431	5,809	5,663	5,631	5,206	5,055	4,893
うち広域連合	3,736	4,000	3,915	3,847	3,588	3,506	3,348
日平均	14.9	15.9	15.5	15.4	14.3	13.8	13.4

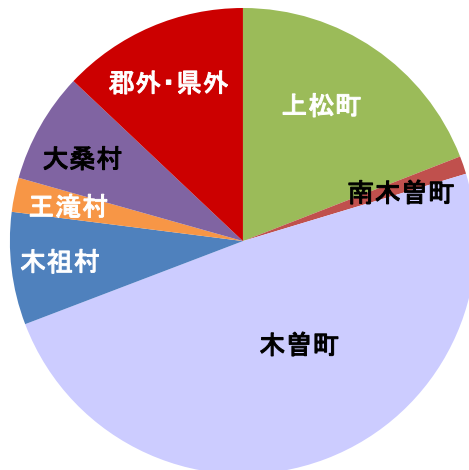
(木曽病院調べ 単位:人)



(2) 木曽病院における時間外救急患者数(住所地別、平成28年度)

住所地	人数	比率(%)
上松町	934	19.1
南木曽町	61	1.2
木曽町	2,391	48.9
木祖村	382	7.8
王滝村	116	2.4
大桑村	375	7.7
郡外・県外	634	13.0
計	4,893	

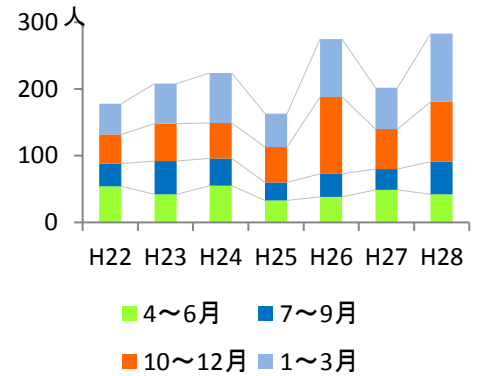
(木曽病院調べ 単位:人)



(3) 在宅当番医制(木曾医師会)における救急患者数

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
4～6月	54	42	55	33	38	49	42
7～9月	34	50	41	27	35	31	49
10～12月	44	56	53	53	115	60	90
1～3月	46	60	75	50	87	62	102
計	178	208	224	163	275	202	283
日数	71	71	72	71	72	72	73
日平均	2.5	2.9	3.1	2.3	3.8	2.8	3.9

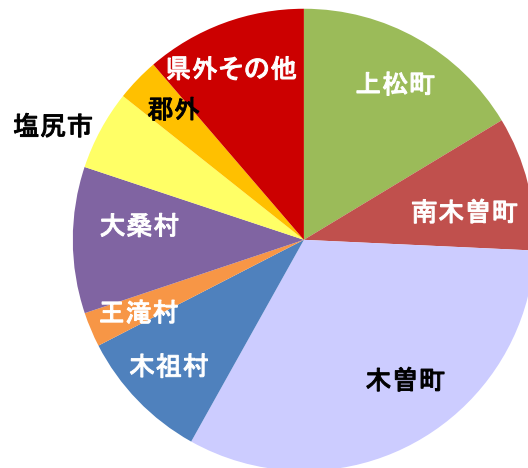
(木曾医師会調べ 単位:人)



(4) 木曾広域消防本部による救急搬送人員(住所地別、平成28年)

住所地	人数	比率(%)
上松町	249	16.3
南木曾町	143	9.4
木曾町	493	32.4
木祖村	142	9.3
王滝村	37	2.4
大桑村	156	10.2
塩尻市	85	5.6
郡外	46	3.0
県外その他	172	11.3
計	1,523	

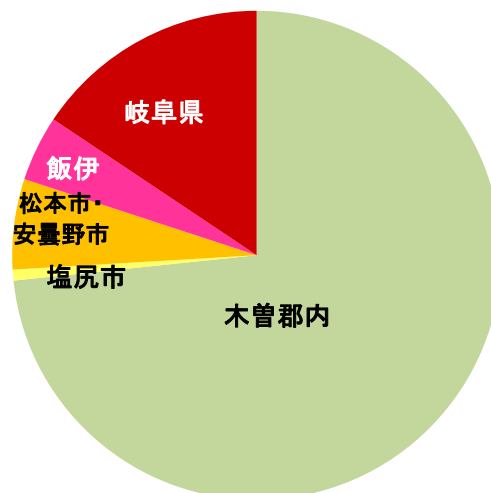
(木曾広域消防本部調べ 単位:人)



(5) 木曾広域消防本部による救急搬送人員(搬送先別、平成28年)

搬送先	人数	比率(%)
木曾郡内	1,117	73.3
塩尻市	11	0.7
松本市・安曇野市	91	6.0
飯伊	66	4.3
岐阜県	238	15.6
その他		0.0
計	1,523	

(木曾広域消防本部調べ 単位:人)



注:(2)、(4)、(5)の表において、比率は小数点以下第2位を四捨五入したため、計が100にならない場合がある。

4 へき地医療

(1) 無医地区、無歯科医地区

医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区

町村名	地区名	世帯数	人口	最寄医療機関まで公共交通の所要時間	無医地区	無歯科医地区
		戸	人	分		
王滝村	滝越	10	<u>16</u>	27	準	準
上松町	西奥	23	50	21	○	○
	高倉・台	18	55	25	○	○
大桑村	伊奈川	41	140	35		○
	小川	18	<u>32</u>	25		準
南木曾町	与川	58	195	30	○	○
計		168	488		4地区	6地区
(うち無医・無歯科医地区)		(109)	(316)		(3地区)	(4地区)

(平成26年10月31日現在。厚生労働省調べ)

(2) へき地医療拠点病院

【目的】

へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院を都道府県単位で編成し、へき地医療支援機構の指導・調整の下に各種事業を行い、へき地における住民の医療を確保する。

病院名	指定年月日	巡回診療先	
		上松町	
県立木曾病院	平成19年4月1日	高倉・台	毎月第2木曜日
		西奥	毎月第4木曜日

(3) へき地診療所

【目的】

無医地区(準無医地区)、又は無歯科医地区(準無歯科医地区)において診療所を整備、運営することにより、地域住民の医療を確保する。

【実施主体】

市町村、医療法人、厚生労働大臣が認める者等

【設置基準】

へき地診療所予定地を中心に

・概ね半径4kmの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として1,000人以上であり、

・かつ設置予定地から最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要するもの

又は、これらに準じて、へき地診療所の設置が必要と知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区に設置する。

町村名	へき地診療所名	設置者	開設年月日
王滝村	王滝村国保診療所	王滝村長	平成2年5月11日
木曽町	木曽ひよし診療所	木曽町長	平成17年11月17日
	木曽みたけ診療所	〃	〃
木祖村	(医)奥原医院	(医)奥原医院	平成14年2月1日

5 災害医療

(1) 災害拠点病院

【目的】

次の災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な緊急体制を確保する災害拠点病院を整備することにより、災害時の医療を確保する。

- (1) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- (2) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- (3) 自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- (4) 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能

病院名	区分	指定年月日
県立木曽病院	地域災害医療センター	平成9年1月27日

(2) 長野県DMAT指定病院

DMAT・・・地震・台風等の自然災害や大規模な列車事故・交通事故等が発生した場合に、災害現場において救急救命処置等を行う災害派遣医療チーム

長野県DMAT指定病院・・・知事は、長野県DMATを効果的に運用できると認められる病院の長に対して、長野県DMATの設置及び運営に関する協力を依頼する。

病院名	指定年月日
県立木曽病院	平成21年3月4日